

令和8年度 長崎県人材確保対策推進協議会（建設・警備・運輸分野）
における取組計画

令和8年5月25日

1. 人材不足分野（建設・警備・運輸分野）における取組計画策定の趣旨

人材確保対策推進協議会（建設・警備・運輸分野）を構成する関係団体等（以下「関係団体等」という。）が取り組むマッチング支援の取組、マッチング促進等のための就職面談会・企業説明会・セミナー等のイベントの開催、雇用管理改善・生産性向上の支援策について、関係団体等と連携した取組計画を策定する。

2. 具体的取組

(1) 取組における連携

- ・ ハローワークが主催する事業所面談会において、関係団体等と連携して開催する（原則、月1回開催）。
- ・ 人材不足分野（建設・警備・運輸分野）における事業所面談会等において、関係団体等と連携して開催する。

(2) つなぎ支援（リファーマ）における連携

- ・ ハローワーク長崎・佐世保に設置している「人材確保対策コーナー」を人材確保支援の総合専門窓口として、各関係機関と連携した支援に関する情報を求人者や求職者へ情報提供するとともに、課題に応じて適切に各機関にリファーマする。
- ・ 長崎労働局やハローワークにおいて実施する雇用管理改善等の支援について、関係団体等は、雇用管理や人材の定着に課題を抱える事業所を把握した場合には、つなぎ支援を実施する。

(3) 情報発信における連携

- ・ (1)で挙げたイベントについてのリーフレット等は関係団体等の間で共有し、適宜配架するとともに、関係団体等のホームページやSNS等の活用を含め、周知広報の推進を図る。
- ・ トラック協会等が実施する資格取得支援助成について、ハローワークにおいて、周知・広報を実施するとともに、利用する企業の求人内容に盛り込むなど、無資格者の掘り起こしを図る取組を実施する。
- ・ トラック協会等が実施する資格取得支援助成を利用する企業について、求人票にその内容を盛り込むなどにより、ハローワークにおいても周知・広報を行い、無資格者の掘り起こしを図る取組を実施する。
- ・ トラック・バス・タクシー等の資格取得に活用できる人材開発支援助成金や人材不足分野等の事業主に対する雇用管理指導援助の周知・活用促進を図るため、関係団体

等が開催するイベントにおいて労働局やハローワーク担当者の説明時間の設定や相談ブースを設け、利用促進を図る。

- ・ 建設分野の人材確保にかかるパンフレット「今こそ！建設業」を長崎県建設産業団体連合会と共同で作成し、関係団体等の各種会議や総会等を通じ、周知・活用を図る。
- ・ ハローワーク等は、関係団体等にご協力いただき、具体的な業界の「今」や企業の「魅力」をリアルに伝えるため、施設見学・意見交換を実施する。

3. 実施体制等

上記2の取組事項を可能な限り連携して実施するため、毎年度5～6月に開催する人材確保対策推進協議会において前年度の実施状況等の報告・検証を行うとともに、当該年度に連携して実施する取組事項について検討を図る。